令和6年度物価高騰対策給付金支給のご案内



支給対象世帯

①**令和6年1月1日**現在、練馬区に住民登録をしており、次の要件を満たす方

定額減税 (所得税3万円、住民税所得割1万円) しきれないと 見込まれる方

※支給額および算出方法等については区HPをご確認ください。

●申請方法

7月上旬に「お知らせ」もしくは「確認書」を発送します。

- ⇒・「お知らせ」が届いた方…口座変更や辞退の希望がなければ、お知らせ記載の口座に順次振り込みます。
 - ・「確認書」が届いた方…確認書に必要事項を記載の上、令和6年10月31日(必着)までに返送してください。

●支給時期

申請から支給までに4週間程度かかります。

- ②令和6年6月3日現在、練馬区に住民登録をしており、次のABのいずれかに当てはまる世帯
 - A 令和6年度新たに住民税非課税となった世帯
 - (B) 令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となった世帯

▶1世帯あたり 10万円

※住民税均等割が課税されている者の扶養親族のみで構成されている世帯を除く

※令和5年度に実施した住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯への給付金対象者を除く

ABの世帯のうち、18歳以下の児童(平成18年4月2日生まれ以降の児

童)がいる世帯

▶児童1人あたり 5 万円

●申請方法

7月上旬に「確認書」を送付します。必要事項を記載の上、令和6年10月31日(必着)までに返送してください。

●支給時期

申請から支給までに4週間程度かかります。



物価高騰対策給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

練馬区や国(の職員)から「物価高騰対策給付金」支給のために、手数料の 振込などを要求することは絶対にありません。

振込を要求するような電話がかかってきたり、郵便、メールが届いた場合、練馬区や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

練馬区ホームページ

最新の情報は、練馬区ホームページをご確認ください。



お問合せ

練馬区物価高騰対策給付金コールセンター 0120-186-906

受付時間 平日9:00~17:00